**○厚生労働省告示第五百二十六号**

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額を次のとおり告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額

日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第二号被保険者である日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

| 標準賃金日額の等級 | 日雇特例被保険者に関する保険料額 | 日雇特例被保険者の負担すべき額 | 日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額 |
|---|---|---|---|
| 第一級 | 三六〇円 | 一四〇円 | 二二〇円 |
| 第二級 | 五三〇円 | 二〇五円 | 三二五円 |
| 第三級 | 六九〇円 | 二六五円 | 四二五円 |
| 第四級 | 八九〇円 | 三四〇円 | 五五〇円 |
| 第五級 | 一、〇七〇円 | 四一〇円 | 六六〇円 |
| 第六級 | 一、三一〇円 | 五〇〇円 | 八一〇円 |
| 第七級 | 一、六二〇円 | 六二〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 第八級 | 一、九二〇円 | 七三五円 | 一、一八五円 |
| 第九級 | 二、二四〇円 | 八五五円 | 一、三八五円 |
| 第一〇級 | 二、六〇〇円 | 九九五円 | 一、六〇五円 |
| 第一一級 | 三、〇四〇円 | 一、一六〇円 | 一、八八〇円 |

二　前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者　一日につき、当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

| 標準賃金日額の等級 | 日雇特例被保険者に関する保険料額 | 日雇特例被保険者の負担すべき額 | 日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額 |
|---|---|---|---|
| 第一級 | 三一〇円 | 一二〇円 | 一九〇円 |
| 第二級 | 四七〇円 | 一八〇円 | 二九〇円 |
| 第三級 | 六一〇円 | 二三五円 | 三七五円 |
| 第四級 | 七七〇円 | 二九五円 | 四七五円 |
| 第五級 | 九三〇円 | 三五五円 | 五七五円 |
| 第六級 | 一、一五〇円 | 四四〇円 | 七一〇円 |
| 第七級 | 一、四一〇円 | 五四〇円 | 八七〇円 |
| 第八級 | 一、六九〇円 | 六四五円 | 一、〇四五円 |
| 第九級 | 一、九五〇円 | 七四五円 | 一、二〇五円 |
| 第一〇級 | 二、二八〇円 | 八七〇円 | 一、四一〇円 |
| 第一一級 | 二、六四〇円 | 一、〇一〇円 | 一、六三〇円 |

**○厚生労働省告示第五百二十七号**

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第二条第一項第六号の規定に基づき、国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づき日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づき日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるもの

国民年金法施行規則第二条第一項第六号の日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものは、日本国内に住所を有したことがある者とする。

**○厚生労働省告示第五百二十八号**

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第二条第一項の規定に基づき、国民年金法施行令第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める地を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法施行令第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める地

国民年金法施行令第二条第一項の厚生労働大臣が定める地は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地とする。

一　日本国内に住所を有したことがある者　日本国内における最後の住所地

二　日本国内に住所を有したことがない者　東京都千代田区

**○厚生労働省告示第五百二十九号**

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項の規定に基づき、国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間

国民年金法第九十条第一項及び第九十条の二第一項から第三項まで並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間

イ　申請のあった日の属する月が七月である場合　当該月の属する年の前年の七月から当該月の属する年の翌年の六月までの期間のうち必要と認める期間

ロ　申請のあった日の属する月が八月から翌年の六月までの月である場合　申請のあった日の属する年の七月から翌年の六月までの期間（申請のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、申請のあった日の属する年の前年の七月から当該年の六月までの期間）のうち必要と認める期間